入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年10月15日

支出負担行為担当官

中国四国農政局長　勝山　達郎

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　吉野川下流域農地防災事業　東部幹線水路（太郎八須工区）建設工事

⑶　工事場所　徳島県板野郡北島町太郎八須及び北村地内

⑷　工事内容　水路延長　L＝1,330.83m、施工始点　№.36＋17.370、施工終点　№.103＋8.715、シールド機種　泥土圧式シールド工法　シールド機外径　2,130㎜、シールド施工延長　1315.87m、一次覆工　外径2,000㎜　鋼製セグメント、二次覆工　内径1,500㎜　内挿用ＦＲＰＭ管（Ｌ内圧５種）、鋼管、空伏せ工　内径1,500㎜　鋼管、内径1,350㎜　鋼管　管理施設工　制水弁工　１箇所、空気弁工　２箇所、原形復旧工　一式

⑸　工期　平成24年３月９日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼製セグメントリング　1,735リング、ＦＲＰＭ管　1,312m、エアモルタル　1,637㎥、鋼材　53ｔ、鋼管　19m

⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。

①　入札時に施工方法等の技術提案（ＶＥ提案）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（標準Ａ型：品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の確認の際に、単体及び共同企業体の代表者は、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　技術提案（ＶＥ提案。以下「技術提案」という。）が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑺　施工実績　平成６年度から平成20年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、「密閉式シールドトンネル工事」とし、単体及び共同企業体の代表者、共同企業体の代表者以外の構成員は延長670m以上でセグメント外径φ1,000㎜以上の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。ただし、平成10年１月１日以降に完成した各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体において配置すべき技術者は、構成員のうちの１者が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

①　上記２の⑺の施工実績経験を有するものであること。ただし、平成10年１月１日以降に完成した各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

②　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。ただし、監理技術者資格者証を平成16年３月１日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑤　候補技術者を複数とする場合は、全ての配置予定技術者が上記の①から④の条件を満たしていること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。